

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例（平成18年橋本市条例第72号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～1の3 略 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第45項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 4～10 略 11 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 12 略	附 則 1～1の3 略 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 4～10 略 11 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 12 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の橋本市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則

第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第11項の規定の適用については、同項中「、第48項若しくは第50項」とあるのは「、第48項」とする。